

- 6 被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請国の権限のある当局は、次のことを行う。
- (a) 要請国の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請国の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。
- (b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報を入手し、及び提供することができない場合(当該情報提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。)には、要請国の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又はその拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。
- 第六条 海外における租税に関する調査**
- 1 被要請国の権限のある当局は、要請国内における租税に関する調査の適当な部分に要請国との権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。
- 2 租税に関する調査を行う被要請国の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請国の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行なう当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請国が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請国が行う。
- 第七条 要請を拒否することができる場合**
- 1 被要請国の権限のある当局は、次の場合には、支援を拒否することができる。
- (a) 要請がこの協定に従つて行われていない場合(第五条5に規定する要件が満たされていない場合を含む。)
- (b) 要請された情報を公開することができない場合(第五条5に規定する要件が満たされていない場合を含む。)

- 3 この協定は、締約国に対し、商業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関するもの、その依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、各締約国の法令に基づいて保護されるものを含む。この3の前段及び中段の規定にかかるわらず、第五条1(a)に規定する情報は、同規定期に規定する情報であることを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。
- 4 情報提供の要請は、当該要請を行う契機となつた租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。
- 5 被要請国は、要請国が要請国の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請国の国民との比較において被要請国の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、その要請を拒否することができる。
- 第八条 秘密**
- 1 この協定に基づき両締約国との権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。
- 2 1に規定する情報は、第一条に定める目的に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)であつて、両締約国内にあるものに対してのみ開示することができるものとし、これらの者は又は当局は、当該目的のためにのみ当該情報を使用することができる。当該情報は、当該目的のため、公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1に規定する情報は、被要請国の権限のある当局の書面による明示の同意なしに、第一条に定める目的以外の目的のために使用することができない。
- 4 1に規定する情報は、非締約国内にある者又は当局に開示することができない。

- 第九条 費用**
- 1 支援の提供において生じた費用の負担については、両締約国との権限のある当局の間で合意される。
- 第十一条 相互協議手続**
- 1 両締約国との権限のある当局は、この協定の実施又は解釈に關し困難又は疑義が生ずる場合には、その問題を合意によつて解決するよう努めることを要求されない。
- 2 両締約国との権限のある当局は、1に規定する合意に加え、第五条及び第六条の規定の適用の範囲について相互に合意することができる。
- 3 両締約国との権限のある当局は、この条の規定に基づく合意に達するため、直接相互に通信することができる。
- 第十二条 効力発生**
- 1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とする内部手続の完了を書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいざれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- (a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一日以後に開始する各課税年度の租税にしては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一日以後に課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一日以後に課される租税として取り扱う。
- (b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一日以後に課される租税として取り扱う。

- 農林水産省告示第2千五百八十九号**
- 1 水資源保護法施行規則(昭和二十七年農省令第四十四号)第九条の規定に基づき、漁具の流失につき報告すべき事項及び方法を次のように定め、平成二十五年一月一日から施行する。
- 平成二十四年十二月十四日
- 総トン数二十トン以上の漁船の船長は、水資源保護法施行規則第九条の規定により、次の表の上欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、農林水産大臣に報告しなければならない。
- | 報告すべき事項 | 期 限 |
|--|----------------------|
| 1 底びき網、まき網又はごら網の網の部分の全てを流失した場合には、次に掲げる事項 | 当該漁具を流失した航海の終了後三十日以内 |
| 2 刺し網、かご又は筒の一連を流失した場合には、次に掲げる事項 | 当該漁具を流失した航海の終了後三十日以内 |
| 3 一 流失の日時及び流失時ににおける漁船の位置 | 農林水産大臣 郡司 彰 |
| 二 流失した漁具の種類及び量 | |
| 三 流失の状況及び理由 | |
| 四 流失を防止するために講じていた措置 | |
- 2 刺し網、かご又は筒の一連を流失した場合には、次に掲げる事項
- 1 流失を確認した日時及び流失した漁具を敷設した位置
- 2 流失した漁具の種類及び量
- 3 流失の状況及び理由
- 4 流失を防止するために講じていた措置
- 5 当該漁具の流失を確認した航海の終了後三十日以内